

令和3年11月24日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第174号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の目的

公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することにより歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場の確保を図り、併せて市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努めるとともに、市が設置する自転車等駐車場の適正な管理等に必要な事項を定め、もって安全で住みよい生活環境を維持し、向上させることを目的とする。

2 改正概要

(1) 若葉台駅周辺自転車等駐車場

令和4年4月1日から若葉台駅周辺を放置禁止区域として指定することに合わせ、新たに駐輪場を整備するため、川崎市自転車等の放置防止に関する条例別表に「若葉台駅周辺自転車等駐車場」を追加するもの。

駐輪場の詳細な規定については規則に委任されていることから、一部改正条例の公布と合わせて同条例施行規則の一部を改正する。

(2) 産業道路駅周辺自転車等駐車場

京浜急行大師線の産業道路駅が大師橋駅へ変更されたことについて、次期指定管理者の指定に合わせて「産業道路駅周辺自転車等駐車場」の名称を「大師橋駅周辺自転車等駐車場」に変更するもの。

3 施行期日

(1) 令和4年4月1日（若葉台駅周辺自転車等駐車場に係る部分）

(2) 令和4年1月1日（産業道路駅周辺自転車等駐車場の名称変更に係る部分）

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市自転車等の放置防止に関する条例 昭和62年3月26日条例第4号</p>	<p>○川崎市自転車等の放置防止に関する条例 昭和62年3月26日条例第4号</p>
<p>(市営自転車等駐車場の設置等)</p>	<p>(市営自転車等駐車場の設置等)</p>
<p>第15条 市が設置する自転車等駐車場(以下「市営自転車等駐車場」という。)は、別表のとおりとする。</p>	<p>第15条 市が設置する自転車等駐車場(以下「市営自転車等駐車場」という。)は、別表のとおりとする。</p>
<p>2 市営自転車等駐車場における駐車施設の位置は、規則で定める。</p>	<p>2 市営自転車等駐車場における駐車施設の位置は、規則で定める。</p>
<p>別表(第15条関係)</p>	<p>別表(第15条関係)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八丁畷駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>八丁畷駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>小島新田駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>小島新田駅周辺自転車等駐車場</p>
<p><u>大師橋</u>駅周辺自転車等駐車場</p>	<p><u>産業道路</u>駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>東門前駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>東門前駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>川崎大師駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>川崎大師駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>生田駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>生田駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>読売ランド前駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>読売ランド前駅周辺自転車等駐車場</p>
<p><u>若葉台</u>駅周辺自転車等駐車場</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>柿生駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>柿生駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>鶴川駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>鶴川駅周辺自転車等駐車場</p>
<p>はるひ野駅周辺自転車等駐車場</p>	<p>はるひ野駅周辺自転車等駐車場</p>